

# 訪問リハビリテーションのご案内

## こんなお悩み、ありませんか？

- ・退院した後の生活が心配…。家でリハビリを続けたい！
- ・歩けなくなった、食事でむせる、どうすればいいかわからない…。
- ・通所サービスには抵抗がある。体力に自信がない。
- ・安全で負担が少ない介助方法を知りたい！等々

**訪問リハビリがお手伝いします！**



🍀 **住み慣れた地域で”自分らしく”生活できるよう私たちがお手伝いします！**  
 リハビリ専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)が利用者様やご家族の思いを受け止めて”出来ること、やりたいこと”を増やすため、在宅でのリハビリを行います。

## 訪問リハビリテーションができる事

### 生活動作の確認と練習、痛みの軽減

例)寝返り、座る、立上がり  
拘縮や褥瘡の予防

### 生活動作の確認と練習、心理サポート

例)着替え・入浴・家事等の練習、趣味や楽しみを支援

### 食事・嚥下の確認と指導、言葉の練習

例)食事や飲み込む機能の維持、言葉や声のリハビリ

### 自主練習の提案と指導・確認

例)柔軟性や筋力を保つ運動などを指導

### 住宅改修や福祉用具のアドバイス

例)手すりの取付け、適した福祉用具や自助具を助言

### ご家族や他職種へ介助法のアドバイス

例)安全で負担が少ない介助方法の助言や指導など

### 🍀訪問日時:月～土曜日

(5月連休・お盆・年末年始を除く)

### 🍀訪問時間:9:00～16:30

(土曜日は12:00まで)

⇒1回40分の提供を基本とし、ご相談により回数・曜日・時間帯を調整します。

### 🍀提供範囲:当診療所から20分程度の範囲

### 【お問い合わせ窓口】

八戸生協診療所  
通所・訪問リハビリテーション

(担当:馬場・長根・藤田)

☎ 0178-71-2525

FAX 0178-44-0334



## 訪問リハビリテーションご利用までの流れ(介護保険の場合)

- ① ご担当のケアマネージャーに希望を伝えて相談する
- ② 生協診療所または当事業所(通所・訪問リハビリ)に相談・依頼
- ③ 主治医に「診療情報提供書」を頂く(主治医が生協診療所以外の場合)
- ④ 生協診療所の医師が訪問リハビリの指示を出す
- ⑤ サービス担当者会議⇒訪問リハビリのご説明と契約
- ⑥ 訪問リハビリテーションの開始(リハビリ計画書を作成)

## ご利用料金について

事業所番号:0210314530



●利用料(自己負担額)は介護保険と医療保険によって異なります。介護保険をご利用の方は、介護保険が優先となります。各保険の負担割合に応じた額が、ご利用料金になります。

\*下記の表は1回の訪問時間40分を基本として、1割負担の場合の料金を表示しています。

	介護保険(要支援・要介護)	医療保険
時間	40分/1回	40分/1回
回数	週1～3回(週120分まで) (ケアプランに基づき回数を決定)	週1～3回(週120分まで) *退院後3ヶ月は週240分まで可能 医師の指示により時間や回数を決定
料金	①訪問リハビリテーション費:592円/1回 (サービス提供体制強化加算を含む) ②リハビリマネジメント加算Ⅰ:230円/1月 ⇒1月の基本料金は①×利用回数+② ③短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所・認定日より3ヶ月以内) :200円/1回	在宅患者訪問リハビリテーション 指導管理料:600円/1回
条件	*主治医が生協診療所以外の場合は、3ヶ月毎に主治医からの情報提供書が必要です。	*生協診療所の受診又は往診を月1回以上受けている方を対象とします。

## 訪問リハビリテーションの対象者について

- ご利用対象者:介護保険の要支援(1・2)または、要介護(1～5)に認定されている方  
定期的に受診しており、主治医から訪問リハビリが必要と認められた方
- \*医療保険でのご利用は、厚生労働大臣が定める難病などより重度な方が対象になります。